

介護支援専門員及び事業所向け 高齢者虐待防止・対応マニュアル



令和 6 年 11 月

佐世保市長寿社会課

はじめに

平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（いわゆる高齢者虐待防止法）が施行され、10年以上が経過しました。

本市においても高齢者虐待は発生しており、養護者からの虐待については年間50件程度相談・通報がっております。

このような背景の下、高齢者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することで虐待の早期発見・防止に努めることを目的として、介護支援専門員及び事業所向け高齢者虐待防止・対応マニュアルを作成しました。日頃からの関わりの中で、高齢者の異変に気づき、「虐待かもしれない」と感じた場合は、深刻な状況になる前に、早めに最寄りの地域包括支援センター及び長寿社会課へのご相談をお願いします。

また、高齢者虐待防止法には、介護をしているご家族の支援についても明記されています。介護負担や経済的問題等、高齢者虐待が発生する要因に目を向け、その要因を解決するための支援を行いますので、気になる高齢者世帯がおられましたら、まずはご相談ください。

長寿社会課

介護支援専門員及び事業所向け 高齢者虐待防止・対応マニュアル

目次

1	高齢者虐待とは	
(1)	高齢者虐待の定義	P1
(2)	高齢者虐待の捉え方	P2
(3)	高齢者虐待の種類と具体例	P3-5
(4)	高齢者虐待の背景	P6
2	高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務	
(1)	国の責務と役割	P7
(2)	国民・関係機関の責務と役割	P7
(3)	市町村の責務と役割	P8-9
3	佐世保市における高齢者虐待対応について	
	高齢者虐待対応の基本的な流れ	P9
(1)	発見	P10
(2)	相談・通報受理	P10-11
(3)	事実確認	P12
(4)	コアメンバー会議（定例）	P12
(5)	虐待個別ケース会議	P13
(6)	支援方法の検討・協議・支援の実施	P13
(7)	モニタリング	P13-14
4	支援の在り方	
(1)	支援の具体例と在り方	P15-17
(2)	養護者（家族等）支援の意義	P18-19
(3)	介入拒否がある場合の対応	P20-21
(4)	養護者との分離	P22-23
5	各関係機関の役割	
(1)	介護支援専門員	P24-25
(2)	訪問系・通所系サービス事業所	P25-26
(3)	民生委員児童委員	P26
(4)	医療機関	P26
(5)	地域包括支援センターと長寿社会課	P26
6	高齢者虐待における理解の仕方Q & A	P27-30

7 参考資料

- (1) 高齢者虐待チェックリスト.....P31-33
- (2) 高齢者虐待防止法を理解するための7つのポイント.....P34-35
- (3) 高齢者虐待相談窓口.....P36
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
.....P37-43

《参考文献》.....P44

1 高齢者虐待とは

(1) 高齢者虐待の定義

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という。）では、「高齢者」を65歳以上の者と定義しています。

また、「高齢者虐待」を「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義しています。

※65歳未満の者であって養介護施設に入所しているサービスの提供を受ける障害者については高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する（高齢者虐待防止法第2条6項）

1)「養護者」とは

養護者とは「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」（法第2条2項）とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

2)「養介護施設従事者等」とは

養介護施設従事者等とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が該当します。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

区 分	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅介護サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

(2) 高齢者虐待の捉え方

1) 「変だな？」と思ったら虐待を疑ってみる

虐待にはどんな場合でも「不自然」なものがつきものです。虐待をしている養護者本人に、虐待をしているという自覚がなかったり、また高齢者自身も養護者をかばうこともあり、家庭内的高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。高齢者や家族の様子、家庭環境等に「何となく変だな？」と感じたら、虐待の存在を疑ってみるべきでしょう。

2) 「一生懸命家族は介護しているのに、虐待といってしまうっていいの？」

介護疲れから虐待を行ってしまうケースは少なくありません。『虐待』といってしまうのかという戸惑いを持つ方は多いようです。しかし、支援者側が「高齢者虐待である」と判断している事実を、必ずしも高齢者本人や養護者に伝えなければいけないものではありません。虐待の対応は養護者に罰を与えることなく、支援でするので心情的にならずに客観的な事実に基づいて判断しましょう。

3) 「虐待の自覚はないみたいだけど…」

高齢者虐待防止法では、養護者が「いじめてやろう、しいたげてやろう」と思っているかどうか、高齢者本人が「いじめられている、しいたげられている」と思っているかどうかは問われません。つまり、「虐待であると自覚している」かどうかは関係ありません。客観的にみて「高齢者の権利が侵害されている状態かどうか」で虐待か否かの判断を行うことになります。

4) 虐待の疑いから支援していくことが大切です

高齢者虐待は、小さな芽のうちから支援の対象として対応することこそが、深刻な高齢者虐待の事態を防止すると考えられています。虐待を疑ったら早めに地域包括支援センターや長寿社会課にご連絡ください。

5) 虐待なのかどうか間違っても構いません

「これって虐待？」と思いながらいつまでも通報を控えていると、高齢者の権利を護るために必要な支援が行われないまま時間がたってしまいます。虐待ではない、また虐待かどうかははっきりしない場合でも、支援が必要な場合は随時支援を行っていくことが必要です。虐待の有無の判断は長寿社会課が行いますので、確固たる理由がなくても「虐待かも」と思ったらすぐにご連絡ください。

(3) 高齢者虐待の種類と具体例

養護者による高齢者虐待類型の例について下表に示しています。養護者による下表のような行為で、高齢者本人が心身に深い傷を負い、基本的人権が侵害されているような場合には、虐待対応を行う必要があります。問題が深刻化する前に発見し、支援を開始することが重要です。

区 分	内容と具体例
身体的虐待	① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など ② 本人に向けられた危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為。 【具体的な例】 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。(※) など ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず本人を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】 ・医学的な判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など ④ 外部との接触を意図的に、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する。(ベッドに縛り付ける。ベッド柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。 など) ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など

※「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を持ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日)

上記の判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、本人の身体に接触しなくても、本人に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば身体的虐待と認定することができます。

区 分	内容と具体例
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄または放任し、本人の生活環境や、本人自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など ・本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。 ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、本人が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 【具体的な例】 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が本人に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 など
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話す等により、本人に恥をかかせる。（排泄の失敗、食べこぼし等） ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮辱を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視しトイレに行けるのにオムツをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など

区 分	内容と具体例
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。 【具体的な例】 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。 など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 など

《高齢者虐待に準じた対応が求められる例》

- 「養護者」ではない親族や、信頼関係が期待される第三者からの虐待
- 一人暮らしなどの高齢者で、認知症やうつなどのために生活能力・意欲が低下し、極端に不衛生な環境で生活している、必要な栄養摂取ができていない等、客観的にみると本人の人権が侵害されている事例（いわゆるセルフネグレクト）
- 本人が65歳未満であるが、高齢者福祉の分野で支援が必要であると考えられる事例（介護保険法115条45 第2項第2号）
- 養護者や本人の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害

※障害者虐待防止法が成立したことにより平成24年10月1日より高齢者虐待防止法が一部改正され、養介護施設・事業所を利用する65歳未満の障がい者については高齢者と見なし、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用されることになりました。

（４）高齢者虐待の背景

高齢者虐待は、「養護者が悪い人だから虐待が起こる」とは限りません。家族に過度の負担がかかる、例えば世帯主の失業と本人の要介護状態が同時に発生することなどによって家族が機能不全に陥り、結果として虐待が発生することもあります。高齢者虐待はどこの家庭にも起こる可能性があることを支援者側がしっかり理解しておくことが大切です。そうすれば、予防的な関わりの重要性が理解できるでしょう。

《高齢者本人の要因》

- ・認知症の進行・悪化
- ・精神的に不安定
- ・ADL の低下
- ・判断力の低下
- ・金銭管理能力の低下
- ・収入が少ない
- ・性格的な問題（偏り、頑固、わがまま）
- ・虚弱、身体的・精神的な障がいのため介護に対する困難さがある
- ・経済的問題（経済的に他人に依存している、財産など金銭管理を他人に任せている）
- ・現状をあきらめている
- ・借金・浪費癖
- ・整理整頓ができない
- ・相談者がいない

《家族状況》

- ・長年にわたる養護者・本人の不和・確執
- ・本人・養護者の共依存関係
- ・暴力の世代間連鎖
- ・他の家族の無関心さ
- ・キーパーソンの不在
- ・住環境の悪さ
- ・本人以外に世話の必要な家族がいる

《養護者の要因》

- ・性格的な問題
- ・精神的に不安定
- ・疾病や障がいにより十分に介護を担えない
- ・経済的問題（失業、借金、収入が不安定、浪費癖がある、金銭管理能力がない）
- ・世間体を気にする
- ・アルコールやギャンブル依存
- ・相談者がいない

《介護上の問題》

- ・認知症に起因する行動上の問題
- ・意思疎通困難
- ・重い要介護度
- ・重い介護負担
- ・介護疲れ（介護の他に仕事に従事している）
- ・認知症や介護に関する知識・技術の不足

《社会的要因》

- ・社会資源に無知・不信感をもっており、利用しない
- ・親族、近隣等からの支援の乏しさ
- ・社会的孤立

2 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務

高齢者虐待防止法（以下、法と記す）では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務が規定されています。

（１）国の責務と役割

《体制整備に関する項目》

- 関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（法第 3 条第 1 項）
- 高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、専門的な人材の確保及び資質の向上を図るために支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置（法第 3 条第 2 項）
- 高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うこと（法第 3 条第 3 項）
- 高齢者虐待の事例分析、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の支援に資する事項についての調査及び研究（法第 26 条）
- 成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置（法第 28 条）

（２）国民・関係機関の責務と役割

《国民の責務》

- 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めること（法第 4 条）

《保健・医療・福祉関係者の責務》

- 高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めること（法第 5 条）

※これらの専門職は、高齢者の生活に身近で虐待の徴候などを知りうる立場にあることから、その職務上関わった状況に基づき、虐待のおそれに気がつき、早期に相談・通報につなげていただくことが強く期待されるとともに、市町村が虐待認定や緊急性の判断を行う際の必要な調査や情報収集における情報提供などの協力が不可欠です。

(3) 市町村の責務と役割

《高齢者への対応に関する項目》

- 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（法第6条）
- 通報又は届出を受けた場合の守秘義務（法第8条）
- 通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応についての協議（法第9条第1項）
- 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（法第9条第2項、法第10条）
- 立入調査の実施（法第11条第1項）
- 立入調査の際の警察署長に対する援助要請（法第12条第1項）
- 老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会制限（法第13条）
- 養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介（法第27条第1項）
- 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求（法第27条第2項）

《養護者支援に関する項目》

- 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（法第14条第1項）
- 養護者に対する負担軽減のために、高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室の確保（法第14条第2項）

《体制整備に関する項目》

- 関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（法第3条第1項）
- 高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置（法第3条第2項）
- 高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動（法第3条第3項）
- 専門的に従事する職員の確保（法第15条）
- 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（法第16条）
- 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（法第18条）
- 成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置（法第28条）

この他、市町村では、介護保険法に規定する包括的支援事業として、高齢者虐待の防止、早期発見のための事業、高齢者の権利擁護のため必要な援助が義務づけられており、高齢者虐待防止法とともに運用していくことが必要となります。

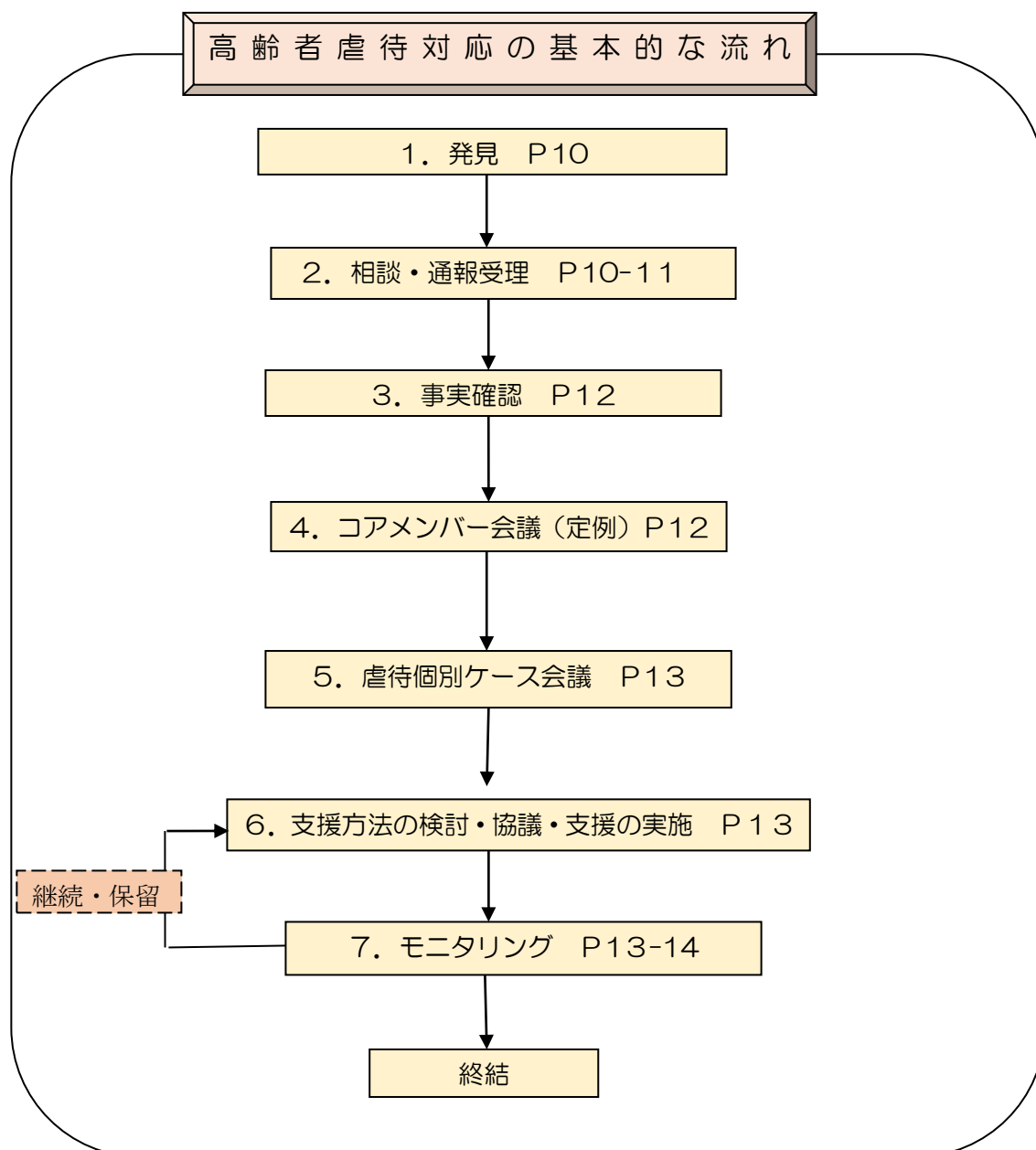
また、佐世保市では、高齢者虐待防止と早期発見・早期対応、関係機関相互の連絡を図り高齢者が地域で安心して生活ができることを目的として佐世保市高齢者虐待防止

ネットワーク委員会を設置しています。この委員会は関係団体の代表者、学識経験者、関係機関の行政職員など10名の委員で構成され、高齢者虐待の防止策に関すること、被虐待者を取り巻く家族等に対する支援体制の確立に関すること、虐待事例の早期発見及び早期介入のためのサポート体制の確立に関すること、市民への虐待に対する正しい知識の普及及び啓発活動に関すること等について、検討を行っています。

3 佐世保市における高齢者虐待対応について

高齢者虐待対応の基本的な流れ

高齢者虐待ケースの基本的な対応の流れを示すと次のようになります。
それぞれの具体的な対応については、次のページから記載しています。



（１） 発見

虐待を早期に発見し問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民をはじめ、地域の民生委員児童委員や自治会などの地域組織、介護支援専門員や介護保険サービス事業所の職員など高齢者を取り巻く様々な関係者が虐待に対する認識を深め、虐待の兆候に気づくことが大切です。

虐待の発見には、「高齢者虐待発見チェックリスト」{P31-33 参考資料（１）参照}の活用が有効です。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。あくまでも例示ですので、この他にも様々な「サイン」があることを認識しておいてください。

（２） 相談・通報受理

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市への通報努力義務が規定されており、特に高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに市に通報しなければならない義務が課されています。通報を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされており（法第8条）、通報者に関する情報は守られます。

佐世保市においては、長寿社会課と地域包括支援センターが高齢者虐待対応の窓口となっています。相談、通報で発見に至った事例は、長寿社会課において受理を行います。その際、緊急性の判断と初動対応の決定を行います。ケースによっては緊急性が高い場合があり、即座の判断と迅速な対応を求められることもあります。

相談・通報をする際には、虐待の具体的な内容や程度、介護サービス等の利用状況や関わっている事業者などの情報をできるだけ詳細にお知らせください。情報提供時には、以下の確認事項を参考にしてください。提供された情報を元に、虐待の判断は長寿社会課が行います。

《相談・通報時の確認事項》

○虐待の状況

- ・いつから発生したか
- ・虐待の頻度
- ・どのような状況から虐待と疑ったか
- ・この通報を決断したきっかけ（理由）
- ・現在、本人はどうしているか（安否確認）
- ・本人の分離の希望

○本人と家族の状況

- ・本人の意思表示能力、要介護状態
- ・虐待をしていると思われる人はどのような関係の人か、他に家族はいるのか
- ・その家族に関わっている関係者がいるか

○サービスの利用状況や関係者の状況

- ・介護サービスを利用しているか（過去に利用したことがあるか）
- ・本人と連絡が取りやすい関係者は誰か、キーパーソンとなりそうな人は誰か

※緊急性の判断については、P11の「緊急性の判断の目安」をご活用ください

緊急性の判断の目安

高齢者虐待の種類と、それぞれの行為の例・緊急性の判断の目安を下記の表に示します。状況に恒常性・継続性があり、改善の見込みがない場合は、特に注意が必要です。

虐待の種類	緊急性の判断の目安		
	レベル3 (最重度)	レベル2 (重度～中度)	レベル1 (軽度)
	生命、心身の健康、生活に関する危険な状態が生じている	生命、心身の健康、生活に著しい影響が生じている	生命、心身の健康、生活への影響が予想される
身体的虐待	暴力等により、生命の危険がある（重度の火傷、骨折、頭部外傷、首絞め、揺さぶり、身体拘束など）。	暴力等により、比較的軽症である打撲痕、擦過傷、内出血が認められる。睡眠薬の過量摂取による過度の睡眠状態がみられる。	時々、軽くつねられる、叩かれるといった状態がみられる。
介護・世話の放棄・放任	食事が与えられないことによる重度の低栄養や脱水状態がみられる。十分な介護を受けられないことにより、重度の褥そうや肺炎を起こしたり、戸外放置がみられる。	食事が与えられないことによる体重の減少がみられる。十分な介護を受けられないことによる極めて不衛生、不潔な状態がみられる。	一時的にケアが不十分な状態がある。状態にあったケアがなされていない。
心理的虐待	著しい暴言や拒絶的な態度により、人格や精神状況にゆがみが生じている。時に、抑うつ状態や自殺企図にまで至る。	暴言や無視により、無気力や自暴自棄な状態になっている。自尊心の低下が著しい状態がみられる。	無視や幼稚言葉や暴言があり、落ち込むことがある。
性的虐待	同意のない性行為がなされている。わいせつな行為をされること、又はさせられること。恒常的な行為が続く、又は性感染症などに至る。	排泄介助後、下半身を裸にして放置するなど、心理的・身体的な苦痛がある状態がみられる。	性的な言葉かけ、接触、態度、視線により、精神的に苦痛を感じている。
経済的虐待	年金の搾取等により、収入源が途絶え、食事が摂れない、電気、ガス、水道が止められる。	年金の搾取等により、支払いが滞りがちとなる。	他者が年金等を管理し、時折、本人の承諾なく使っている。

（３） 事実確認

相談・通報受理後は、地域包括支援センターが主体となり、事実確認を行います。関係機関からの情報収集および訪問調査等を行い、関係機関と連携して多面的に事実確認を行います。

訪問調査においては、本人及び家族との信頼関係の構築を第一に、地域包括支援センターと介護支援専門員等関係機関の役割分担を整理しておく必要があります。

《地域包括支援センターが事実確認を行う際のポイント》

○できる限り訪問する。

- ・健康相談の訪問など、理由をつけて介入を試みる。
- ・家族に虐待を疑っていることがわからないように対応する。
- ・一方的に虐待をしている家族を悪と決めつけず、先入観を持たないで対応する。
- ・本人と家族は別々に対応する。（できれば、本人と家族の担当者は分け、チームで対応する。）
- ・介護負担軽減のためのアドバイスを行う。（介護保険制度の説明 等）
- ・プライバシー保護について説明する。

介護支援専門員や事業所からは、客観的な事実に基づいた情報提供をお願いします。

○収集した情報に基づいて確認を行う。

- ・無理な情報収集は避け、信頼関係を作る。
- ・介護者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
- ・関係者から広く情報を収集する。（家の状況、居室内の状況、本人の様子 等）
- ・キーパーソンとなりうる人を探す。

○解決すべきことは何か本人や家族の状況から判断する。

- ・緊急分離が必要か。
- ・一時分離かサービス提供、家族支援か。
- ・けがの程度などから、医療が優先される場合であれば主治医に連絡して状況を伝え指示を仰ぐ。
- ・自分の価値観で判断しない。

（４） コアメンバー会議 （定例）

事実確認後、長寿社会課と地域包括支援センターにて、虐待有無の判断を行います。継続的な支援を行う場合の支援方針を協議します。支援方法の決定にあたっては、関係機関からの情報収集、訪問調査、本人の意思確認等を行い、それらを総合的に判断します。

(5) 虐待個別ケース会議

管轄の地域包括支援センターと市の地区担当保健師にて、今後の支援方針の協議を行います。また、必要に応じて関係機関を交えた虐待個別ケース会議を開催することにより、関係機関と連携して対応するようにします。

虐待個別ケース会議は、個別の虐待事例に対する支援方針、支援内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等を具体的に協議する場であり、高齢者虐待への対応の中で中核をなすものです。虐待が発生した背景要因の分析を行い、その解決に向けた支援方針を協議します。

(6) 支援方法の検討・協議・支援の実施

虐待個別ケース会議により、支援方針の協議を行ったのちに、各関係機関の協力のもと支援の実施にうつります。なお、緊急性の度合いにより求められる対応も大きく左右されてきます。また、虐待個別ケース会議の時点において高い緊急性が認められなくても、その後の対応時に状況が急変し、深刻化するケースもあることを踏まえ、常に状況を把握し、柔軟に対応できるようにしておく必要があります。

(7) モニタリング

支援計画に沿った対応が実施されてから、その内容を評価していくことを目的に、長寿社会課と地域包括支援センターにてモニタリングを行っています。計画通りに効果的な対応がなされているかについて関係機関で連携を行い、支援の評価を行っています。モニタリングの前に、地域包括支援センターが各関係機関への情報収集や訪問調査により、状況確認を行います。その情報を元に、モニタリングにおいて、虐待対応としての継続的支援の必要性について協議し、「継続」「保留」「終結」の判断を行います。

1) 継続：虐待が継続している・虐待の疑いがある場合

おおむね3か月に1回程度の定期的な状況確認を行い、関係機関と連携しながら支援します。

2) 保留：高齢者虐待が解消したが、再発の可能性が残っている場合

終結までの判断ができず、年に1～2回のモニタリングをもって判断します。おおむね1年以上の再発がなく生活が安定した状態であれば年度末のモニタリングにて終結の判断を行います。

3) 終結：高齢者虐待が解消し、本人の生活が安定した場合

- ア 本人が死亡した場合
- イ 養護者が死亡、または重篤な疾病や障害となり虐待ができなくなった場合
- ウ 養護者と分離ができていて、本人の生活が安定している場合
- エ 養護者と分離できていないが、虐待が解消し本人の生活が安定し、関係者の見守りもある場合

才 本人が転出した場合（必要により転出先に引き継ぐ）

- ・分離＝終結ではなく、虐待対応の支援課題が解消したかどうかで判断します。分離後も支援課題が発生している場合は、対応を継続することがあります。
- ・分離していない場合でも、虐待が解消し本人の生活が安定しており、関係者の見守りもある場合は、終結と判断します。
- ・虐待対応の終結後においても、虐待防止の観点から関係機関の見守り体制を継続したり、別の支援課題への対応のために困難ケースとして地域包括支援センターが関わりを継続することもあります。

※モニタリングの結果や判断根拠については、地域包括支援センターと関係機関において、情報共有を図る必要があります。

※虐待対応の終結後にも、虐待の再発につながるような気になる事項がありましたら、地域包括支援センターへご相談ください。

《虐待対応終結後、介護支援専門員・事業所として留意すること》

- 前回同様の虐待の再発が見受けられないか
- 本人の状態（介護度等）の変化
- 家族の状態の変化
- 家族構成の変化
- 経済面の変化 等

※本人の住所を隠している場合は、「被虐待者保護リスト」において、長寿社会課で継続的に管理しています。

4 支援の在り方

(1) 支援の具体例と在り方

これまでの関わりの中で、虐待につながりやすい、いくつかのパターンと支援の在り方についてご紹介します。

1) 介護熱心な家族による虐待

介護に熱心な家族が、高齢者に虐待を行うことがときにあります。献身的に世話をする家族が虐待を行う例が少なからず見られます。このような場合、虐待する家族はしばしば悔悟の念を持っています。従って、虐待が濃厚に疑われても、それを加害者である家族に指摘することは必ずしも有効とは限りません。

(支援の在り方)

- ・ 家族が疲労していることやストレスが蓄積していることを察し、「サービス担当者会議」を介護支援専門員等とともに開催し、必要に応じてショートステイやデイサービスなどの利用を提案していきます。

2) 養護者や家族に介護負担・ストレスがある場合

養護者や家族に介護量の増大・集中、元気がないなどの様子や疲れの訴えがある場合、介護負担やストレスの軽減を図ります。

(支援の在り方)

- ・ 訪問（定期的・随時）や電話で、養護者の話を聞き、頑張っている様子を支持します。
- ・ 居宅サービスを導入・増加により、実質的な介護量を減らします。
- ・ 同居家族や別居親族の間で介護負担の調整を勧めます。（一時的な介護者交代や分担など）
- ・ 専門家のカウンセリングの利用を勧めます。
- ・ 介護についての相談窓口、家族会等を紹介します。
- ・ 介護者リフレッシュ事業を勧めます。

3) 養護者や家族に介護の知識・技術が不足している場合

正しい知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

(支援の在り方)

- ・ 介護の知識・技術についての情報を提供します。
- ・ 在宅サービスを導入し、サービス提供の中で知識・技術を伝えます。
- ・ 介護教室等を紹介します。

4) 認知症に対する理解が困難な場合

「認知症特有の行動」に対して介護する養護者や家族がうまく理解できないときや認知症とわかっていても受け入れきれない、どう対応していいかわからない時、養護者や家族が高齢者に虐待行為を行ってしまうことがあります。例えば、「被害的な妄想」に対して、養護者や家族が「そんなはずはない」などと押し問答になる場合や、しつこい話しかけにいらだちを覚える場合、また高齢者本人が出来なくなった行為に対して出来ないはずはないと思いこみいらだちを覚える場合があります。

認知症のことが頭でわかっていても、毎日顔を合わせて生活している養護者や家族は、いらだちがにわかには解消されるとは限りません。養護者や家族の疲労を考えて、適切な負担軽減をしていきます。

(支援の在り方)

- ・正しい知識や介護技術に関する情報の提供を行います。
- ・養護者や家族に、認知症の症状や関わり方について説明、指導をするとともに、相談窓口を紹介し、専門的な助言を受けるように勧めます。(精神科や認知症疾患医療センターなど)
- ・服薬等により症状のコントロールが可能な場合があるので、専門医を紹介し、診断・治療につなぎます。
- ・日常生活自立支援事業、成年後見制度の活用を検討します。
- ・介護についての相談窓口、家族会等を紹介します。

5) 高齢者本人や養護者、家族に精神疾患やアルコール等の依存症、知的障害などがあることにより問題がある場合

高齢者と同居している養護者や家族が、統合失調症や知的障害の可能性のある場合があります。このような場合、養護者や家族が当初はうまく介護をしていますが、高齢者のADLが低下したり、病状が進むと、その養護者や家族の対応能力を超えるようになり、放置したり、暴言・暴行に及ぶことがあります。また、養護者や家族なりに一生懸命介護しているつもりでもうまくいかなかったり、養護者や家族が高齢者のSOSのサインを見落としてしまうことがあります。

(支援の在り方)

- ・家族の能力を見極めながら、適切な居宅サービスを導入することにより、養護者の労力的・精神的な負担を軽減することが先決です。
- ・養護者による介護が限界に達しており、高齢者の全身的な状態が悪化している場合には、施設入所あるいは入院を提案することがよいこともあります。
- ・医療機関や障がい福祉課につなぎ、連携した支援を行うことも必要です。
- ・地域の民生委員児童委員等に見守りを依頼します。
- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を検討します。
- ・他の家族と協力して専門治療につなげることが大切です。

6) 経済的な困窮がある場合

(支援の在り方)

- ・対応策を長寿社会課と協議し、関係課と連携して支援していきます。(生活保護、生活困窮者自立相談支援事業、各種減免手続きの支援など)

7) 家族そのものが崩壊して放置されている場合

何らかの原因で、高齢者が虚弱になった後、他の家族の構成メンバーにより家族の力が再生せず、高齢者の世話をすることが困難になっている場合があります。このような場合、もともとある家族の構造把握に努めることが重要です。

(支援の在り方)

- ・全身状態が悪い場合や、しばしば発熱などの体調変化を生じる場合には、入院や施設入所などを検討する必要があります。

8) 家族や親族による金銭などの請求行為がある場合

同居の有無にかかわらず家族や親族が高齢者の年金を搾取する例などがあります。預金通帳なども家族に管理されてしまい、本人が知らないうちに金銭の搾取が行われることもあり、解決が困難な場合があります。

(支援の在り方)

- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を検討します。
- ・他の家族の協力が得られる場合には、必要な手続きなどの支援を行います。

9) 過去の家庭内虐待の継続、あるいは地位の逆転がある場合

すでに手足の自由が効かなくなった高齢者が、なお、杖などで妻を殴打しようとする場面がときに見られます。それとは逆に、過去、家庭内で暴力をうけていた妻が、寝たきりになった夫に、暴言や暴行を行う例もときにあります。このような行動は、家族の歴史があり、変容が簡単にはなされません。第三者にはにわかには理解しかねますが、家族らとの信頼関係が構築されれば、ときに過去のエピソードを打ち明けていただき、知りうることもあります。このようなことをふまえて対応することが大事です。

(支援の在り方)

- ・関係機関と連携しながら、在宅ケアのサービスを導入し、家族の介護負担を軽減していきます。

10) 児童虐待の併発など子や孫が抱える問題がある場合

(支援の在り方)

- ・子ども関係部署と連携して支援します。(子ども保健課・子ども子育て応援センターなど)

（２）養護者（家族等）支援の意義

高齢者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（法第14条）。

高齢者虐待事例への対応には、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

高齢者が要介護状態にあたり、養護者に認知症に対する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係に強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態や経済的状况にあるなど、高齢者虐待は様々な要因が絡み合って生じていると考えられます。そのため、これらの要因をひとつひとつ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、高齢者に対する虐待も予防することができると考えられます。

虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点が重要です。

《養護者（家族等）支援・対応のポイント》

○本人や家族が孤立しないように声をかける

- ・高齢者の多くは自宅で生活することを望んでおり、また、家族の多くもできれば最後まで家で世話をしたいと考えています。しかし、介護する家族は様々な負担を抱え、常に緊張状態を強いられています。この緊張状態が続くと介護に無理が生じてきます。サービスの利用によって負担軽減にもなりますが、誰でもすぐに行える有効な方法は、養護者に対して「大変ですね。大丈夫ですか？」と声をかけることです。「誰かが気にかけてくれている」「介護の大変さを理解してくれている」と感じることで、養護者はその負担を軽減することができます。

○自らの価値観を押し付けない

- ・介護を取り巻く環境や考え方は時代とともに変化していますが、その反面、各世代に深く根付いている慣習等が虐待を引き起こす要因となっていることもあります。介護について「親の面倒は長男が看るべき」などと考えている人も少なくないのが現実です。そのような価値観を他人に押し付けることで、結果的に養護者を追い詰めることにもつながりかねません。各家庭にはそれぞれの事情があることを忘れてはいけません。

○多面的な介入を図る

- ・家族支援に当たっては、精神保健や生活保護、障がい福祉、児童福祉などと連携し、多面的に介入を図っていく必要があります。
- ・家族の介護負担が増大しないように、また、高齢者本人の要介護等の状態を受容できるよう、カウンセリング等の技法を用いた支援も必要です。

○本人支援を担当する人と、養護者への支援を担当する人を分ける

- ・高齢者本人と養護者のそれぞれの立場から物事をとらえ、考えられるようそれぞれに担当を分けます。

○長期的な観点から家族全体への影響を考慮して支援方針を決定する

- ・保護・分離などを行う場合には、本人支援が終わった後に残された家族を誰がどのようにフォローしていくかが課題となります。残された家族への影響、家族のその後の生活のことも考慮して支援方針を決定し、早期から関係機関を入れていく必要があります。

○振り回されないように支援者間で情報交換、共通した対応方針の徹底を図る

- ・養護者等に振り回されないように、支援者同士がきちんと情報交換、事実確認をし、共通した対応方針を確認して徹底していく必要があります。

(3) 介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の1つであり、高齢者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対処する必要があります。

養護者にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法では困難な場合には立入調査を検討する流れとなりますが、緊急な介入が必要となる高齢者の生命や身体に関する危険性が認められる場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査を含めて積極的な介入が必要です。

1) 関わりのある機関からのアプローチ

高齢者が介護保険サービス等を利用している場合、あるいは市において訪問調査等がなされている場合には、介護支援専門員や介護サービス事業所職員、関係機関などから養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の介護サービスが利用できるなどの情報を伝えます。養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすことができると考えられます。

2) 医療機関への一時入院

高齢者に治療の必要な外傷や疾病がある、体力の低下などが疑われる場合には、協力が得られやすい医師や医療機関に協力を仰いで検査入院等の措置を取り、次の対応を検討することが良いときもあります。また、高齢者と養護者を一時的に分離させることで、養護者等への支援もやりやすくなる面もあります。

3) 親族、知人、地域関係者等からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがいる場合には、それらの人に養護者の相談にのってもらいながら、高齢者や養護者等の状況確認や長寿社会課・地域包括支援センターへのつなぎをしてもらうなどの方法も考えられます。

4) さまざまな工夫を重ねても、安全を確認することができない場合

さまざまな工夫を重ねても、高齢者の生命や身体の安全を確認することができない場合、適切な時期に立入調査の可否を検討することが必要となります。立入調査の可否を判断する根拠として、これまで訪問した日時とその結果の記録が重要となります。(例「〇月〇日〇時(訪問者名)、訪問したが、留守で会えず」など)

立入調査の可否は、長寿社会課にて判断します。

《介入拒否時の対応のポイント》

○本人や家族の思いを理解・受容する

- ・高齢者虐待の問題として家族を批判したり責めたりすることはしない。まずは本人や家族の思いを理解、受容する。家族を追い込まない。
- ・「虐待者＝加害者」として捉えるのではなく、虐待者が抱えている悩みや困惑、疲労について、苦労をねぎらいながら理解を示していく。これまで介護などでがんばってきたことを評価し、ねぎらう。（傾聴、共感）
- ・本人や家族の思いを理解・受容することによって信頼関係をつくり、なんでも話しやすい関係性に結びつける。

○名目として他の目的を設定して介入

- ・虐待のことで介入すると悟られることのないよう、名目としては違う目的を設定して介入する。たとえば、介護保険の認定調査や配食サービス、調査（意識調査など）が考えられる。

○訪問や声かけによる関係作り

- ・定期的に訪問したり、「近くをとおりかかったので」といった理由や他の理由を見つけて訪問したり声かけを行う。
- ・訪問や声かけを通じて、時間はかかるが細く長くかかわることに配慮する。時に本人に会うことができたり、家族に連絡がとれたり、近隣から情報を聞けることがある。

○家族の困っていることから、段階をふみながら少しずつ対応の幅を広げる

- ・いきなり虐待の核心にふれるのではなく、家族の一番困っていることは何かを探り、それに対して支援できることから順に対応していく。たとえば介護保険のサービス提供などで家族の介護負担を軽減することから始めるなど。
- ・虐待者が困っている時が介入のチャンスであり、虐待者の困難を支援するという視点でアプローチすることが有効。

○家族側のキーパーソンの発掘、協力関係の構築

- ・本人の意思決定に影響を与えうる人を家族、親族などの中から探し出し、その協力を得て援助を展開する。

○主たる支援者を見きわめ

- ・主たる支援者と本人・虐待者の相性がよくないなどの場合には、主たる支援者を変更したり、ほかの機関・関係者からアプローチしてもらったりなどの方策をとることも考える。
- ・高齢者本人が医療機関に受診している場合には、医師の説得が効く場合があるため、医師等との連携も視野に入れて対応を図る。

○緊急性が高い場合は法的根拠により保護

- ・緊急性が高いと判断される場合には、法的根拠に基づく支援を行う。

(4) 養護者との分離

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

また、分離することによって、高齢者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

1) 対応体制

事例によっては可能な限り速やかに分離することが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とする必要があります。

2) 保護・分離の手段

虐待を受けた高齢者を保護・分離する手段としては、契約による介護保険サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由による措置（特養、養護、グループホーム、小規模多機能、短期入所等）、医療機関への一時入院などの方法が考えられます。

高齢者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討することが必要となります。

3) 分離の考え方

①高齢者虐待対応全てが分離となるわけではない

- ・在宅介護への集中的支援によって虐待が解消することもあります。

②分離には「一時的に分離する」という方法もある

- ・一度「安全」「安心」を確保した上で、適切な支援を検討するという方法もあります。

③分離＝虐待の終結となる、とは限らない

- ・分離→在宅復帰ということもあり得ます。本人が分離先で安定した主体的な生活が送れるようになり本人が分離先での生活を望めばそれがゴールとなることもあります。

④分離が必要な状態になるまで、「待つ＝見守る」のは間違い

- ・「見守りという名の放置」にならないように、根拠や役割分担がはっきりとした計画的支援としての見守りを行います。必ず「モニタリング・評価」を実施し、

見守り支援が有効とはいえない場合には介入を実施します。

4) 分離を図る場合に考えておくべき事項

①施設等での本人支援

- ・施設等に向かう時の本人の移送方法
- ・必要なケア、特に配慮が求められる本人の状況を具体的に施設に誰が、いつ伝えるか
- ・施設では提供できない医療が必要になった場合の対応（入院の場合の医療同意をどうするか？）
- ・把握しておいてほしい本人の状態像の理解（意思・意向の変化、必要としている介護等）

②養護者への対応

- ・分離（面会制限）については、いつ、誰が、どのような方法で説明するか
- ・分離前後に必要な養護者支援の具体的な段取り

③他の親族がいる場合の対応

④準備しなければならない物品、現金等（薬、保険証等）

⑤連絡体制（急変時の対応、土日の連絡体制等）

⑥分離中に検討、解決したい課題

- ・分離目的の明確化
- ・分離後の具体的な支援
- ・虐待個別ケース会議等にて必要な段取りと役割分担（チームによる支援が必須）

5 各関係機関の役割

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防ぐことが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護保険制度の利用などによる家族の負担軽減策が有効です。また、虐待のリスク要因を低減させるために、様々な関係者が一体となって高齢者世帯に働きかけを行うなど、チームとして対応していくことも重要となります。

各関係機関との連携で留意することは、単に加害者や被害者という関係で養護者を責めずに訪問が継続できるよう、以下の関係機関と協議の機会をもちながら共通理解を図るとともに具体的な取り組みを検討することです。

(1) 介護支援専門員

介護支援専門員が果たす役割は、発見からマネジメント、支援の実施まで幅広いものであり、定期的に訪問することで高齢者本人や家族との信頼関係を構築しやすく、その日常的な活動が、高齢者虐待の防止や早期発見に大きく寄与するものと考えられます。

(初期対応)

- ・虐待の疑いを持つような事実を発見した場合は、介護保険サービス提供事業所等から情報収集を行いましょう。
- ・長寿社会課や地域包括支援センターに相談しましょう。(緊急性が高い場合は、長寿社会課や警察に連絡する)
- ・高齢者や養護者の様子を観察し、細かく客観的に記録しましょう。
- ・自宅内の様子を確認できる機会のある介護支援専門員は、本人の外見だけでなく、自宅内の様子も客観的に観察をすることが大切です。
- ・介護や生活上のことで困ったことはないか、養護者の相談相手になりましょう。
- ・事業所内及び事業所外の関係機関と協議の機会を持ち、共通理解を図るとともに具体的な取り組みを検討しましょう。
- ・一人で抱え込まずに、関係機関とチームで対応していくことが大切です。

(介入)

- ・高齢者が身体的暴行や介護放棄などの虐待を受けた結果、重い外傷や栄養失調、脱水症状など一刻を争う場合には、110番・119番へすみやかに連絡してください。
- ・その後の対応は、長寿社会課や地域包括支援センターと連携を継続しながら必要な協力や役割を担いましょう。

(援助)

- ・高齢者を受容し、安心感を持たせ信頼関係を継続していきましょう。
- ・「疑い」があれば高齢者から無理せず自然に話を聞くようにしましょう。
- ・必要に応じて高齢者自身がSOSをだせるように支援していきましょう。

- ・養護者を責めずに、訪問が継続できるような関係を保ちましょう。
- ・声かけなどの精神的支援を行いましょう。
- ・援助は単独で行わず、各機関と協議しながら何に焦点をあてて援助するか、どんな役割分担を行うか明確にしていきましょう。
- ・単に加害者や被害者という関係で見ないで、養護者も介護負担や不安の中で苦しんでいることに目を向けた援助を行うことが大切です。

（２）訪問系・通所系サービス事業所

（初期対応）

- ・職員が虐待の疑いを持つような事実を発見した場合は、事業所責任者を中心に職員会議を開催し情報交換を行いましょう。
- ・事業所責任者は担当職員とともに介護支援専門員に報告しましょう。
- ・長寿社会課や地域包括支援センターに相談しましょう。（緊急性が高い場合は、長寿社会課や警察に連絡する）
- ・日々の高齢者の様子を細かく記録しましょう。（傷やあざがある場合は写真を撮ることも必要です）
- ・自宅内の様子を観察できる機会のある訪問系サービスでは、本人の外見だけではなく、自宅内の様子も客観的に観察しましょう。
- ・介護や生活上のことで困ったことはないか、養護者の相談相手になりましょう。困っていると訴える場合には、介護支援専門員・長寿社会課・地域包括支援センターにつなげましょう。
- ・高齢者自身から、嫌なこと心配していること困っていることはないか聞くなど、声かけしていきましょう。
- ・事業所内及び事業所外の関係機関と協議の機会を持ち、共通理解を図るとともに具体的な取り組みを検討していきましょう。

（介入）

- ・高齢者が身体的暴行や介護放棄などの虐待を受けた結果、重い外傷や栄養失調、脱水症状など一刻を争う場合には、110番・119番へすみやかに連絡してください。
- ・その後の対応は、長寿社会課や地域包括支援センターと連携を継続しながら必要な協力や役割を担いましょう。

（援助）

- ・高齢者を受容し、安心感を持たせ信頼関係を継続していきましょう。
- ・「疑い」があれば高齢者から無理せず自然に話を聞くようにしましょう。
- ・必要に応じて高齢者自身がSOSをだせるように支援していきましょう。
- ・養護者を責めずに、訪問・通所が継続できるような関係を保ちましょう。
- ・声かけなどの精神的支援を行いましょう。
- ・援助は単独で行わず、各機関と協議しながら何に焦点をあてて援助するか、どんな役割分担を行うか明確にしていきましょう。

- ・単に加害者や被害者という関係で見ないで、養護者も介護負担や不安の中で苦しんでいることに目を向けた援助を行うことが大切です。
- ・高齢者や養護者への援助は、一人で抱え込まず、チームで援助していきましょう。

(3) 民生委員児童委員

民生委員児童委員は在宅で生活する高齢者の変化を早期にキャッチでき、地域住民の一員としての関係性が構築できる立場にあります。

- ・虐待やその疑いのある高齢者を発見した場合は、ただちに地域包括支援センターまたは長寿社会課へ報告しましょう。
- ・地域のネットワークを活用して見守りましょう。

(4) 医療機関

医療機関は、高齢者が受診した際に説明がつかない傷やあざ、ネグレクトを発見しやすい立場にあります。

- ・高齢者の身体状況、精神状況を判断し、虐待の疑いを持つような事実を発見した場合は、ただちに地域包括支援センターまたは長寿社会課へ報告しましょう。

(5) 地域包括支援センターと長寿社会課

高齢者虐待には、さまざまな要因が絡んでいることが多いことから、関係機関との連携が大事です。各地域包括支援センター・長寿社会課の役割は、対応・支援に必要な関係者・関係機関を招集して適切に計画的支援をしていきます。

高齢者もしくは養護者に対して直接支援を行うこともあるわけですが、意識的に関係者・関係機関と連携し、コーディネーターとしても機能していくように努めていきます。

多くの人・機関で問題を共有することが担当者の疲弊を防止します。また、関係者・関係機関へ的高齢者虐待の予防にもつながります。

<介護支援専門員との役割の違い>

介護支援専門員は契約に基づいて高齢者に関わり、高齢者の日常を支えるケアプランのマネジメントを担当しています。

一方、地域包括支援センター・長寿社会課は高齢者虐待防止法にもとづいて高齢者と養護者に関わり、虐待を解消するための中心的な役割を担っています。虐待対応については、介護支援専門員の介護保険ケアマネジメントと地域包括支援センター・長寿社会課による支援をうまく連携させながら対応することが大切です。

6 高齢者虐待における理解の仕方Q & A

【問1】 高齢者虐待を判断する上での要点とは。

⇒ 虐待かどうかの判断は、本人が安心して暮らす権利が脅かされているかどうかで判断します。脅かされていると思われる事情があれば「虐待ではないか」と疑うべきです。（特にその行為が反復・継続している事が一つの目安となります）

担当者の価値観で判断することなく、必ず複数で見て、聞いてから判断する事が必要です。

【問2】 なぜ支援困難事例として対応するのではなく、虐待と認定する必要があるのでしょうか。

⇒ 高齢者虐待対応の目的は、虐待を解消し、本人が安心して生活を送るために環境を整えることです。その目的を実現するために、虐待を受けている人の保護はもとより、必要な場合には、家族も支援の対象として明確にするために、虐待と認定することが重要です。

相談や通報を受けた事例が高齢者虐待に該当するかどうかを判断することは、本人や家族も支援の対象として位置付けるためになされるものです。また、高齢者虐待と認定することで、市町村の権限の行使も含めた対応を検討することが可能となります。このとき、本人や家族の虐待に対する自覚は問いません。客観的に見て、高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待と認定して対応を行う必要があります。

【問3】 同居をして養護をする人（例えば娘）ではなく、同居はしているが養護していない人（例えば孫）による虐待は「養護者による高齢者虐待」と捉えるべきか。

⇒ 養護者でない同居人の虐待そのものは「養護者による高齢者虐待」とは言えません。（法第2条第4項）

しかし、養護者が、養護者以外の同居人による虐待（身体的・心理的・性的）を止めることなく放置した場合には、虐待を放置した養護者の行為は「養護者による高齢者虐待」に当たる、と規定しています。（法第2条第4項1号ロ）従って、このような場合には「養護者による虐待」として法による対応を行っていくことになります。

【問4】「経済的虐待」の判断のポイントはどのような場合でしょうか。

⇒ 経済的虐待については、本人が生計を支えている場合もあり、虐待と判断する事が困難な場合が少なくありません。本人が納得し、その意志に基づいて財産が管理されているか、実際に本人の生活や介護に何らかの支障が出ていないかなどが判断のポイントとなります。

たとえ、本人が納得していると思われる場合でも、現在までの家族関係や虐待に対する心理的圧力などから、合意をせざるを得ない状況である事も考えられます。本人の意思が表面的なものである可能性を踏まえ、真意を丁寧に確認していく事が重要です。

また、本人が認知症などにより判断能力が不十分と考えられる場合には、財産管理をしている人と本人との関係や客観的にみて本人の利益にかなっているかどうかを考慮し、判断する必要があります。

【問5】同居していない親族や知人による経済的虐待への対応はどのようなふうに行ったらよいのでしょうか。

⇒ 高齢者虐待防止法では、経済的虐待の主体を「養護者又は高齢者の親族」と規定しています。（法第2条第4項第2号）従って同居の有無にかかわらず、本人の親族が経済的虐待をしていれば、本法の適用があります。また、同居をしていない知人であっても養護者と言える場合もあるでしょう、これに対し、養護者とは評価されない人が金銭搾取をしている場合には本法の適用外となり、通常の虐待対応とは異なる支援が必要です。

この場合、高齢者虐待防止法第27条（財産上の不当取引による被害の防止等）や、刑法・民法等の一般規定により対処することになりますが、経済的虐待から本人を守るため、成年後見制度の申立が必要となるケースが多いと思われます。また、事例によっては、刑法の詐欺罪や窃盗罪に該当することがあれば告訴・告発が、民法上は不当利得の返還請求や不当行為による損害賠償請求をすることが必要になる場合も考えられます。

【問6】「介護・世話の放棄・放任」の判断のポイントはどのような場合でしょうか。

⇒ 家族の介護・世話の知識・技術が不十分であるために、不本意ながら本人の尊厳を損なうような生活に陥っている事例も少なくありません。「介護は家族の役割」という思い込みや責任感から、介護する家族が自らの可能な範囲を超えて介護を抱え込む事が、肉体的・精神的な負担を増大させ、結果として、虐待を招いている場合もあります。

従って、介護・世話の放棄・放任に関しては、その対応において、家族に対し介護・世話を過度に負担させる事のないように注意が必要です。そして、養護者やそ

の他の家族の介護・世話に対する意識、無理なく負担できる範囲を見極めながら、養護者や家族に対して必要な支援を行っていくことが求められます。

一方でショートステイに預けそのまま引き取らない、介護負担を負いたくないといった事例や、意図的に必要な介入や世話を行わず、劣悪な環境で暮らし、栄養失調・脱水症状を呈するといった深刻な事例がある事も忘れてはなりません。

【問7】 養護者や家族が「本人のため」と言ってリハビリや介護をして、その結果本人にけがを負わせたり、精神的苦痛を与えている場合は、虐待に該当するのでしょうか。

⇒ 養護者や家族が「本人の健康のため」と言って、専門的知識に基づかないリハビリを行った結果、本人に外傷や精神的苦痛を与えたり、「本人は何もできないから」と決めつけて全介助をし、本人が精神的苦痛を感じている場合には、虐待と認定することができます（けがを負わせれば身体的虐待、精神的苦痛を与えれば心理的虐待に該当します）。

また、「養護者が一生懸命介護しているから」という理由で虐待ではないと捉えてしまうなど、虐待対応従事者側の判断で高齢者の権利を侵害することのないよう、正確で事実に基づいた判断を行うことが重要です。

【問8】 あざや外傷が残っていない場合、身体的虐待と認定できますか。

⇒ 高齢者によっては、内出血ができやすかったり、時間の経過によってあざの場所が移動することなどが考えられます。

そのため、あざや外傷が残っていない場合や、養護者が否定する場合でも、本人や周囲からの聞き取りで話を突き合わせて、事実確認を正確に行い、虐待に該当するかどうかを判断する必要があります。

【問9】 言葉の暴力や脅し、恥をかかせるなどは、後で再現することも確認することも難しいのですが、心理的虐待を単独で認定することはできますか。

⇒ 心理的苦痛の程度は、本人の受け止め方や、長年の家族関係が影響しますが、最終的に本人の気持ちを確認し、おびえていたり、精神的に苦痛を感じている場合には虐待として必要な対応を行うことが求められます。例えば、毎日怒鳴られ続けたり、叩かれる真似をされ続けたことに加え、本人がおびえていたことを根拠に、心理的虐待で認定した事例もあります。

一方、心理的虐待の背後には他の虐待が潜んでいる可能性もあります。例えば養護者が排泄や着替えの介助を行いやすいという目的で、本人の下半身を下着の状態にさせ、本人が苦痛と感じている場合などは、性的虐待と心理的虐待に該当すると

考えられます。

いずれにしても、本人が精神的に苦痛を感じている場合には、高齢者の権利が侵害されている疑いがあるとして、心理的虐待の疑いの有無について、正確に事実確認を行う事が重要です。

【問10】 本人が必要な医療や介護保険サービスを拒否したり、自ら不衛生な住環境で生活している場合（セルフネグレクト）、どのように対応すればいいでしょうか。

⇒ 本人が自らの意思で、または認知症やうつ状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されている事例があり、これをセルフネグレクトといいます。

セルフネグレクトは、法に定める虐待の5類型のいずれにも該当しませんが、高齢者の権利利益が客観的に侵害されていることには変わりがないといえます。

客観的に見て支援が必要なセルフネグレクトの状態とは、例えば、①判断能力が低下している場合、②本人の健康状態に影響が出ている場合、③近隣との深刻なトラブルになっている場合などが挙げられますが、支援が必要かどうかを総合的に判断し、虐待に準じた対応をすることが求められます。

いずれにしても、基本的に自己決定権が尊重されるべきですが、本人との信頼関係を構築する過程で、本人に働きかけていくことが必要となる場合もあります。

7 参考資料

(1) 高齢者虐待チェックリスト

《身体的虐待のサイン》

チェック	サ イ ン 例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる
	太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる
	回復状態が様々な段階のキズ、あざなどがある
	頭、顔、頭皮等にキズがある
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある
	急におびえたり、恐ろしがったりする
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある
	キズやあざの説明のつじつまが合わない
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない

《心理的虐待のサイン》

チェック	サ イ ン 例
	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える
	身体を萎縮させる
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる
	自傷行為がみられる
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる
	体重が不自然に増えたり、減ったりする

《性的虐待のサイン》

チェック	サ イ ン 例
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる
	肛門や性器から出血やキズがみられる
	生殖器の痛み、かゆみを訴える
	急に怯えたり、恐ろしがったりする
	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることを躊躇する
	睡眠障害がある
	通常的生活行動に不自然な変化がみられる

《経済的虐待のサイン》

チェック	サ イ ン 例
	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える
	自由に使えるお金がないと訴える
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える

《介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)のサイン》

チェック	サ イ ン 例
	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している
	寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる
	汚れたままの下着を身につけるようになる
	かなりのじょくそう（褥瘡）ができています
	身体からかなりの異臭がするようになってきている
	適度な食事を準備されていない
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている
	栄養失調の状態にある
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断をうけていない

セルフネグレクト（自己放任）とは
認知症などにより、判断能力の衰えた一人暮らしの高齢者が、自ら他者に対して援助を求めず、自分で自らの日常生活を放置している状態

《セルフネグレクト(自己放任)のサイン》

チェック	サ イ ン 例
	昼間でも雨戸が閉まっている
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いを滞納している
	配食サービス等の食事がとられていない
	薬や届けた物が放置されている
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる
	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮しあきらめの態度がみられる
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である

《家族の態度にみられるサイン》

チェック	サ イ ン 例
	本人に対して冷淡な態度や無関心さがみられる
	本人の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる
	本人の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する
	本人に対して過度に乱暴な口のきき方をする
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない
	保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる

《地域からのサイン》

チェック	サ イ ン 例
	自宅から本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声・物を投げられる音が聞こえる
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している
	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞でいっぱいになっていたり、電気メーターがまわっていない
	気候や天気が悪くても、本人が長時間外にいる姿がしばしばみられる
	家族と同居している本人が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている
	近所づきあいがなく、訪問しても本人に会えない、または嫌がられる
	本人が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる

出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課「東京都高齢者虐待対応マニュアル」
（平成 18 年 3 月発行）

(2) 高齢者虐待防止法を理解するための7つのポイント

ポイント1 「高齢者虐待」とは何か、法律にはっきりと書かれています。

(法第2条)

○高齢者とは・・・

65歳以上の方を指します。

○養護者とは・・・

高齢者の世話をしている家族、親族、同居人を指します。

○高齢者虐待とは・・・

「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」を指します。

ポイント2 「高齢者虐待」への対応は各機関が連携して行います。

(法第6条 法第9条 法第11条)

※高齢者虐待への対応は、市内に9ヶ所ある地域包括支援センターと連携して対応しています。

※佐世保市では、高齢者虐待の防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関が相互に連携し、高齢者が地域で安心して生活できることを目的として、佐世保市高齢者虐待防止ネットワーク委員会を設置しています。

【市の役割の例】

○高齢者や養護者に対する相談・指導・助言

○通報への対応（高齢者の安全確認、通報の事実確認）

○高齢者に重大な危険が起きている場合の立入調査の実施

ポイント3 介護しているご家族などへの支援が重視されています。

(法第14条)

○一方的に、虐待をしている養護者を加害者として捉えることは危険です。

○虐待をしている養護者自身も、何らかの支援を必要としている場合があります。

○養護者の負担を軽減するために相談にのり、必要に応じてアドバイスを行います。

ポイント4 高齢者虐待の早期発見・早期対応が重視されています。

(法第5条 法第16条)

- 高齢者虐待は、さまざまな要因が複雑に絡み合っていると考えられています。
この要因をいち早く見つけ、虐待が深刻化する前に対応することが重要です。
- 市民の方には、高齢者虐待に対する正しい知識と理解を持っていただき、虐待を早期に発見できる地域づくりにご協力ください。
- 介護の仕事に就いている方は、高齢者虐待に気づきやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めることが重要です。
- 佐世保市でも、高齢者虐待を早期に発見するためのネットワーク作りに取り組んでいます。

ポイント5 介護の仕事に就いている方は、通報の義務があります。

(法第21条)

- 介護の仕事に就いている方は、高齢者虐待に気づきやすい立場にあります。そのことを念頭に、高齢者虐待に気付いた場合には、事業所の管理者に報告したり、介護支援専門員に相談するなどの対応を取ってください。

ポイント6 虐待を発見した方には、通報の義務があります。

(法第7条)

- 高齢者の生命に関わるような虐待を発見した場合には、地域包括支援センターや長寿社会課に通報する義務があります。
- 上記以外の場合においても、虐待かな？と感じた時には積極的に通報してください。

ポイント7 通報者の個人情報もしっかり保護されています。

(法第8条 法第23条)

- 通報者の情報は、他に漏らしてはならないことが法律にも明確に定められています。
- 守秘義務より通報義務が優先されます。また、通報の内容が間違っていたとしても、特に罰せられることはありません。迷った時には、まず相談機関に連絡をしてください。

(3) 高齢者相談窓口一覧

相談窓口		住所	連絡先	担当区域
佐世保市役所 長寿社会課		高砂町5-1 すこやかプラザ3 階	0956-24-1111 (代表)	佐世保市内全域
地域 包 括 支 援 セ ン タ ー	早岐	権常寺一丁目 4-10 メイノスビル3階	0956-26-5800	宮・広田・三川 内・早岐・針尾・ 江上
	日宇	日宇町708	0956-33-1700	日宇
	山澄	潮見町11-22	0956-59-7671	天神・福石・木 風・潮見・白南 風
	中部	上京町4-4 永田ビル4階	0956-59-7111	小佐世保・戸 尾・光園・山手
	清水	相生町1-3	0956-59-7770	金比良・赤崎・ 九十九・清水・ 大久保
	大野	瀬戸越4丁目 1298-4	0956-59-7758	春日・大野・柚 木
	相浦	木宮町3-19	0956-59-7003	日野・中里・皆瀬・ 相浦・黒島・高島・ 浅子・小佐々
	吉井	江迎町田ノ元 15-5	0956-66-8838	吉井・世知原・ 江迎・鹿町
	宇久	宇久町平 1904-1	0959-57-3450	宇久

◎緊急時は、110番・119番通報を！

（４） 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

（高齢者虐待防止法）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人

保健施設、若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事するものが、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、または養介護事業に係るサービス提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重要な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市長村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一号第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るため

に必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市長村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定める所による措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた

高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項に規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県はこの章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市長村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者の虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している

養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらのものが行う養介護事業含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 第二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失による者を除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものとして解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁させず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

《参考文献》

- 「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」（平成 23 年 3 月 日本社会福祉士会）
- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成 30 年 3 月 厚生労働省老健局）
- 「東京都高齢者虐待防止マニュアル」（平成 18 年 3 月 東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）
- 「高齢者虐待防止・早期発見マニュアル」（平成 19 年 3 月 広島市社会局高齢福祉課）
- 「埼玉県高齢者虐待の手引き（改訂版）」